浜松市建築工事電子納品運用の手引き

令和７年３月版

浜　松　市

＜目次＞

浜松市建築工事電子納品運用の手引き.....1
＜目次＞.....1
1 手引きの取り扱い.....2
1-1 目的.....2
1-2 適用する事業.....2
1-3 適用する要領・基準.....3
1-4 要領・基準類の相互関係.....4
1-5 標準的な電子納品の流れ.....5
2 成果品.....6
2-1 工事における電子納品の対象.....6
2-2 工事成果品のフォルダ構成.....6
2-3 業務委託における電子納品の対象.....8
2-4 業務委託成果品のフォルダ構成.....8
3 電子納品の実施にあたっての留意事項等.....9
3-1 設計図書への記載.....9
3-2 設計図の取扱い.....9
3-3 事前協議（工事のみ）.....10
3-4 データファイル CD 作成手順.....11
3-5 提出部数.....14
3-6 電子媒体の表記規則.....15
3-7 電子媒体の内容確認.....16
3-8 電子成果品の検査方法.....17
3-8-1 電子データを用いて検査を行う範囲.....17
3-8-2 検査機器の準備.....17
3-9 電子成果品の保管管理.....18
4 付属資料.....18
4-1 参考情報の入手先 URL.....18
4-2 事前協議チェックシート（工事用）.....19

1 手引きの取り扱い

1-1 目的

「*浜松市建築工事電子納品運用の手引き*」（以下、「本手引き」という。）は、浜松市が発注する公共事業において電子納品を実施するにあたって、電子納品（保管管理）の対象範囲、適用基準類、発注者および受注者が留意すべき事項等を示したものである。

1-2 適用する事業

本手引きは、浜松市が発注する建築工事のうち、表 1-1 に示す仕様書を適用する工事、及び設計委託業務に適用する。

ただし、解体工事及び請負金額 250 万円以下の工事、請負金額 100 万円以下の業務委託には適用しない。

また、「年間業務委託」や「小規模修繕工事」など、将来にわたり成果品の有効利用が見込まれない工事等には適用しないことができる。

なお、地質調査業務委託は本手引きを適用せず「*浜松市土木工事電子納品運用の手引き*」によるものとする。

表 1-1 対象となる事業に適用する仕様書

番号	名　　称
1	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部
2	公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部
3	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部
4	公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部
5	公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部
6	公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部
7	建築物解体工事共通仕様書　国土交通省大臣官房官庁営繕部
8	公共建築木造工事標準仕様書　国土交通省大臣官房官庁営繕部
9	公共住宅建設工事共通仕様書　公共住宅事業者等連絡協議会
10	公共住宅改修工事共通仕様書　公共住宅事業者等連絡協議会
11	浜松市公共建築設計業務委託共通仕様書

1-3 適用する要領・基準

電子納品を実施するにあたり、適用する要領等を表 1-2 に示す。

要領等の優先順位は、浜松市・国土交通省の順とする。なお、要領等は適宜改定が行われるので、事前協議に関しては最新版を確認し、適用開始時期に注意すること。

表 1-2 適用する要領・基準、ガイドライン

発行元	要領・基準名称		適用
浜松市		浜松市建築工事電子納品運用の手引き(本手引き)	R6
		浜松市建築工事電子納品完成図作成要領	R6
		浜松市建築工事電子納品写真作成要領	R6
国土交通省	要領・基準・ガイドライン	営繕工事電子納品要領	R3
		建築設計業務等電子納品要領	R3
		営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック ・建築工事編及び解体工事編 ・電気設備工事編 ・機械設備工事編	R5
		官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】	R4
		官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】	R4

※要領・基準は最新のものを適用するが、最新の要領・基準に「【国土交通省】電子成果品作成支援・検査システム」が対応できていない間は、旧基準を適用するものとする。

1-4 要領・基準類の相互関係

電子納品に係る要領・基準類の関係を以下に示す。

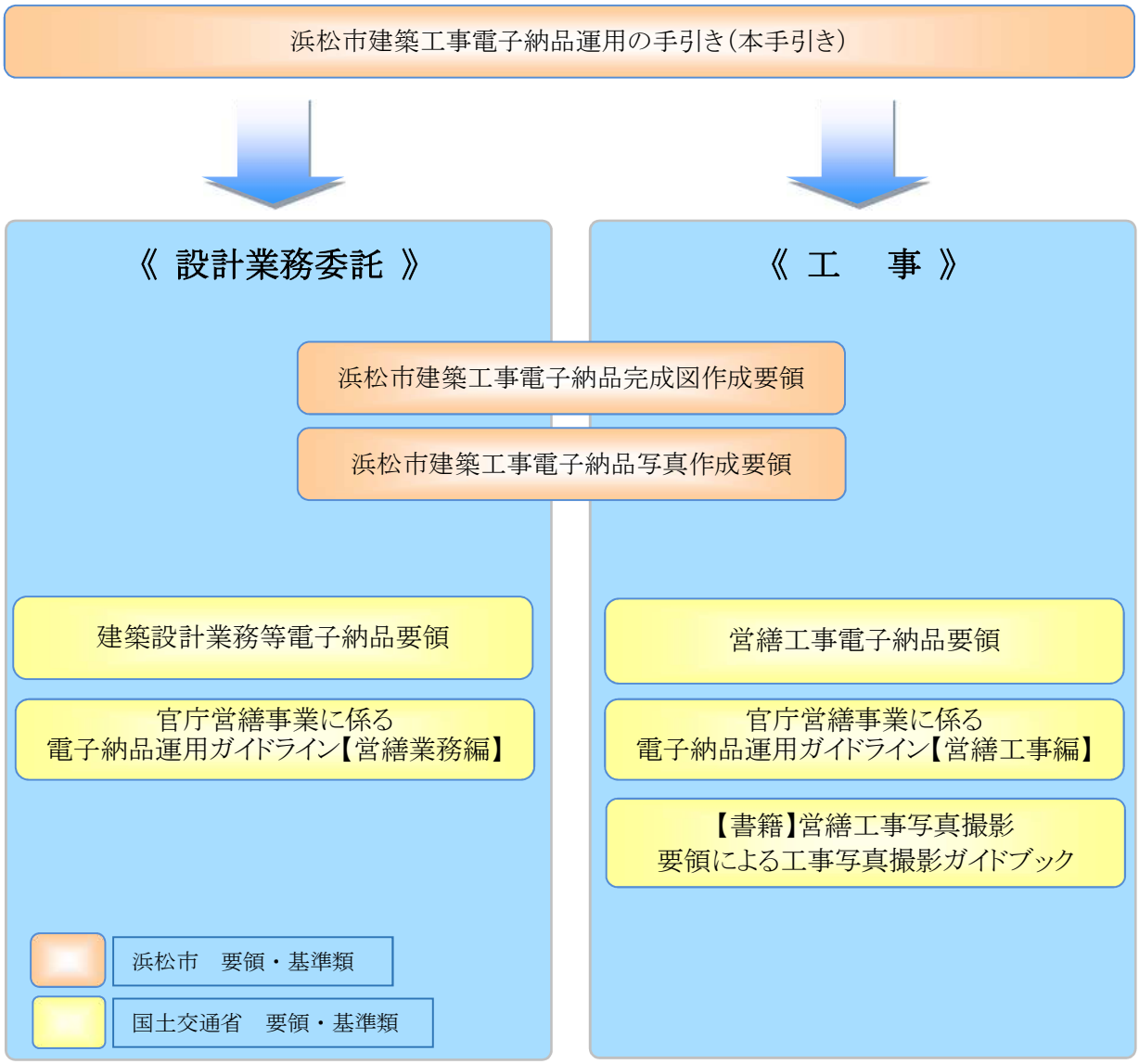

図 1-1 電子納品に関する要領・基準等 の関係

国土交通省の電子納品に関する要領・基準等については、各 web サイトからダウンロードすることができる（「4-1 参考情報の入手先」を参照）。

1-5 標準的な電子納品の流れ

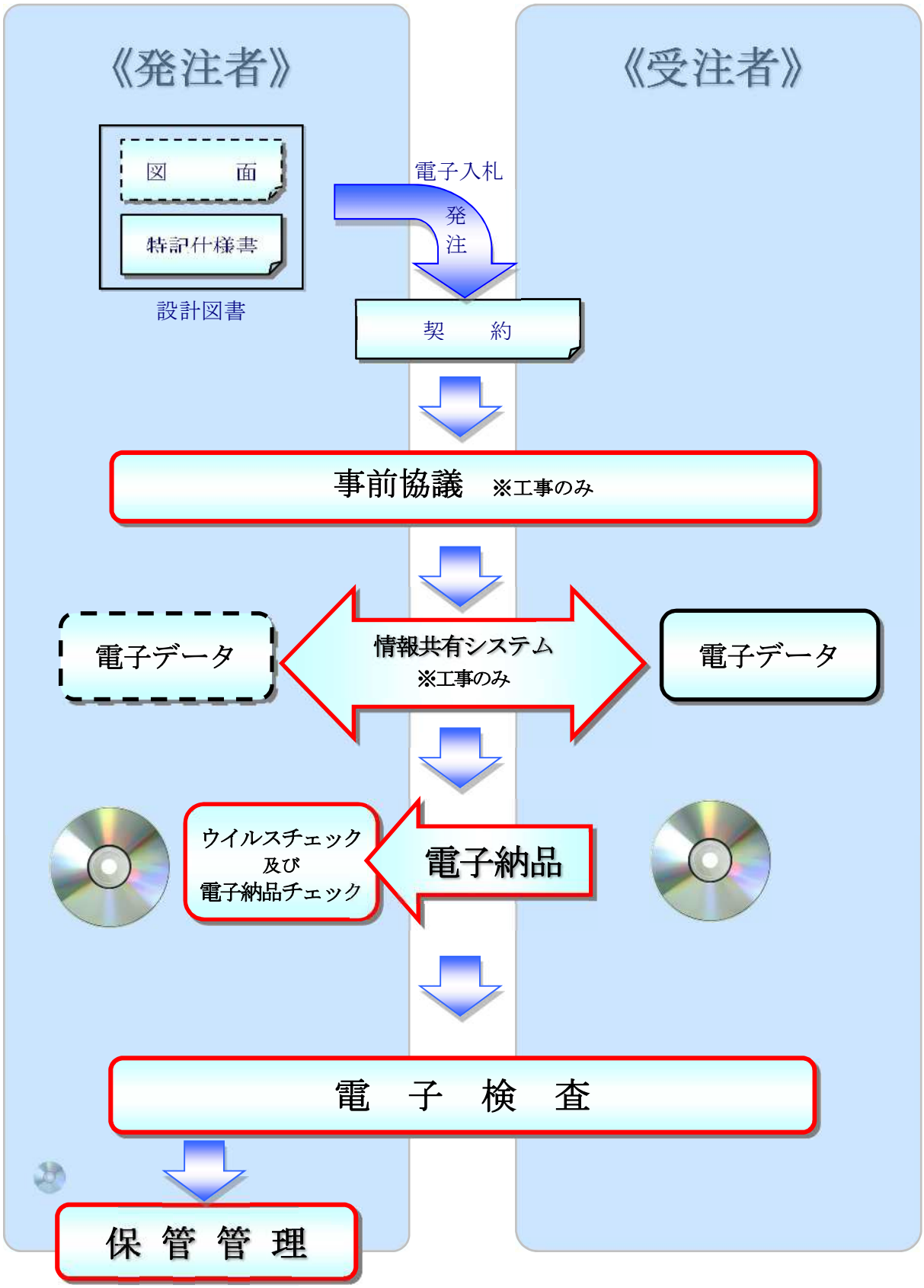

図 1-2 電子納品全体の流れ

2 成果品

2-1 工事における電子納品の対象

工事における電子納品の対象は原則として次によるものとし、監督員との協議により決定する。

(1) 情報共有システム活用工事の場合

図 2-1 に示すフォルダ構成のうち、①工事管理ファイル及び②写真フォルダを必須とし、③完成図フォルダから⑫その他資料フォルダについては該当するものを対象とする。

(2) 情報共有システム活用工事でない場合

図 2-1 中、①工事管理ファイル及び②写真フォルダを必須とする。

2-2 工事成果品のフォルダ構成

工事成果品 CD のフォルダ構成は次による。

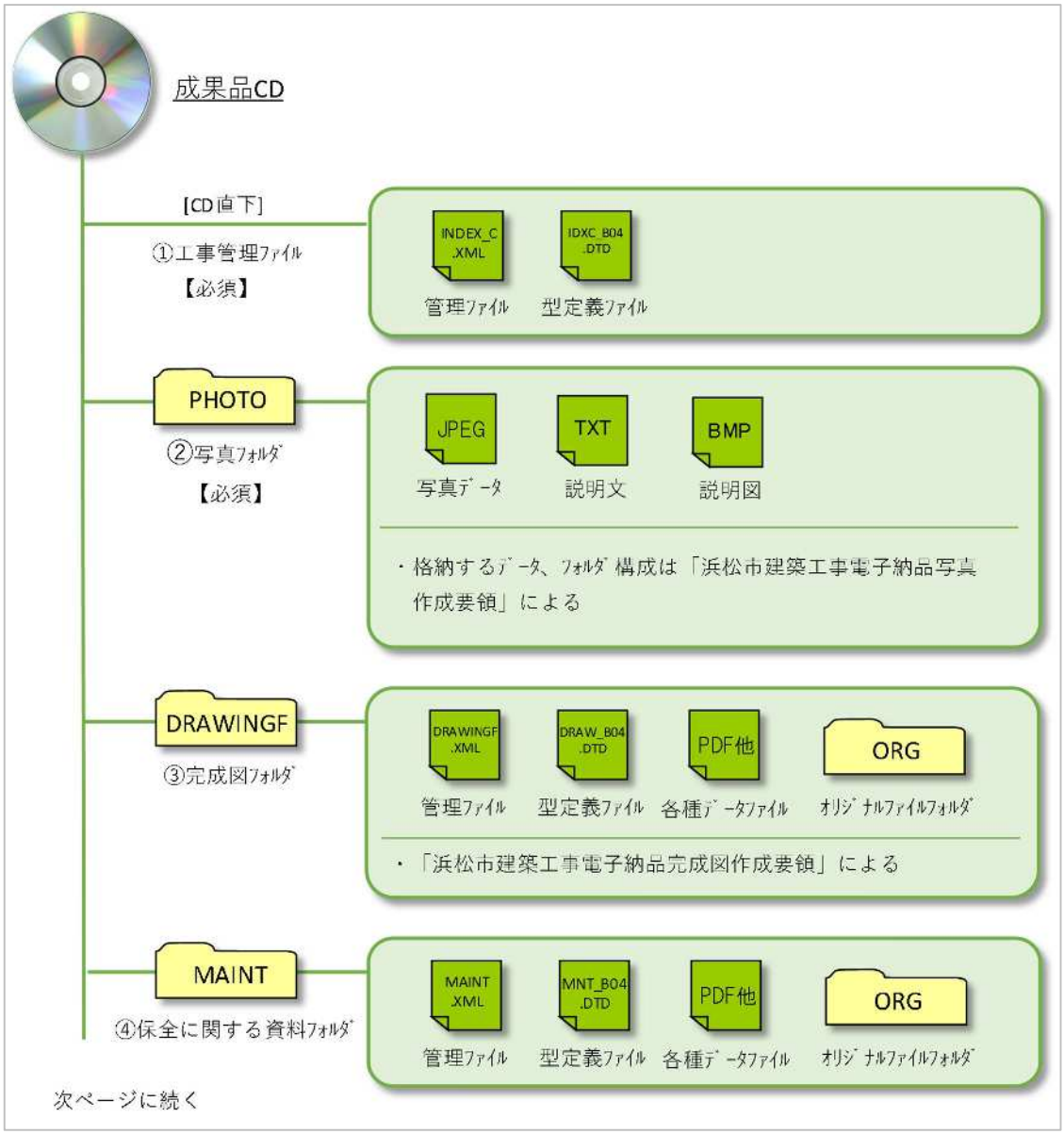

次ページに続く

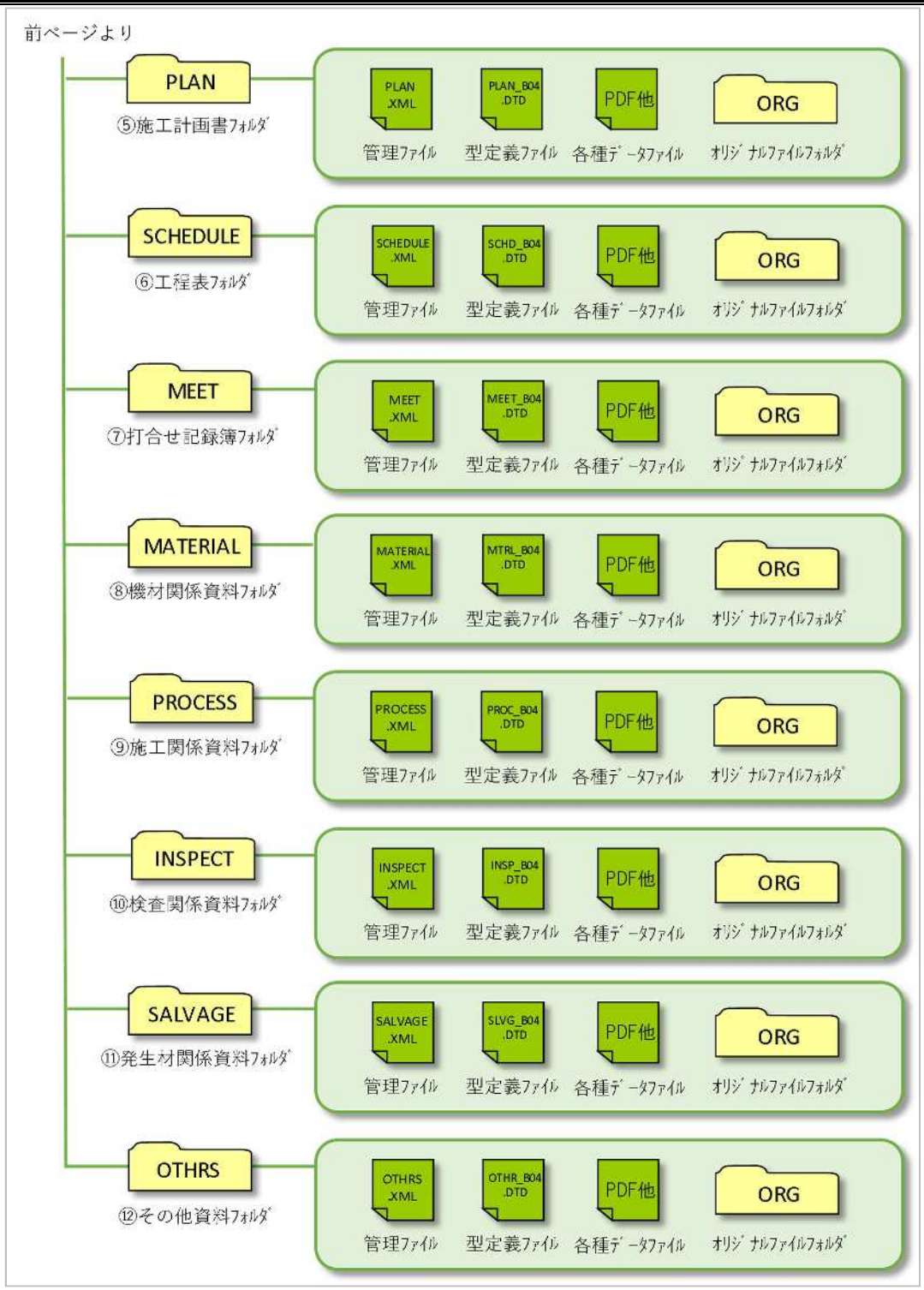

図 2-1　工事成果品 CD のフォルダ構成

※ 成果品データは、一つの記録媒体にまとめることを原則とする。
※ 各種データの格納フォルダは「完成図書チェックリスト（各種工事）」による。
※ i-Construction データを提出する場合、「ICON」フォルダを CD 直下に作成する。
※ 格納するデータが無いフォルダは作成しなくて良い。
※ 工事名称の文字数が論理フォーマット：Joliet のサポートする文字数を超過する場合は監督員との協議により、フォルダ名を決定する。

2-3 業務委託における電子納品の対象

業務委託における電子納品の対象は原則として次による。

図 2-2 に示すフォルダ構成のうち、①業務管理ファイルを必須とし、②図面フォルダから④業務関係資料フォルダについては該当するものを対象とする。

2-4 業務委託成果品のフォルダ構成

業務委託成果品 CD のフォルダ構成は次による。

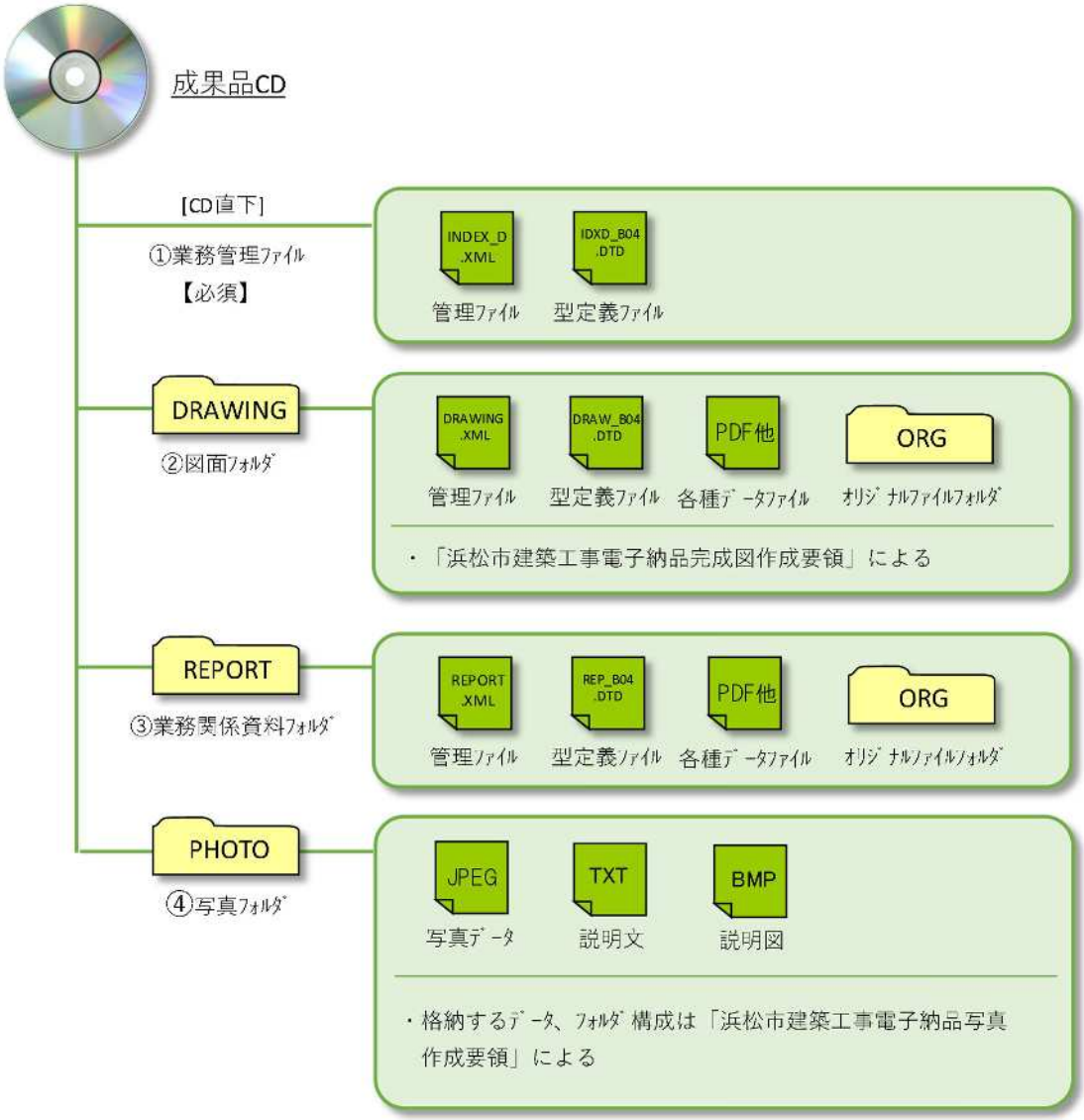

図 2-2　業務委託成果品 CD のフォルダ構成

※ 成果品データは、一つの記録媒体にまとめることを原則とする。
※ 格納するデータが無いフォルダは作成しなくて良い。
※ 工事名称の文字数が論理フォーマット：Joliet のサポートする文字数を超過する場合は監督員との協議により、フォルダ名を決定する。

3 電子納品の実施にあたっての留意事項等

3-1 設計図書への記載

記載例を参考に、電子納品の実施について設計図書に明記すること。なお、情報共有システムの実施については別途庁内通知による。

記載例

（電子納品）
本工事は、電子納品対象工事とする。
電子納品の運用にあたっては、「浜松市建築工事電子納品運用の手引き」による。

また、表 1-1 の仕様書を適用した工事等で電子納品の対象としない場合は、特記仕様書にその旨を明記すること。

3-2 設計図の取扱い

工事発注時に発注者は受注者の施工図等の作成を容易にするため、受注者の求めに応じ設計業務の電子納品データから、必要な設計図データを抽出したものを貸与すること。

設計図データは、「浜松市建築工事電子納品完成図作成要領」に従うこと。
CAD データ交換フォーマットは原則として SXF（SFC）とする。

【解説】

発注者は契約締結後、速やかに受注者へ CAD データを提供すること。

CAD データを SXF（SFC）に変換しても適切に開けない場合は、オリジナルファイル等を含め最適なフォーマットにて貸与するよう配慮する。

3-3 事前協議（工事のみ）

発注者と受注者は、着手前に電子納品に関する事前協議を行うこと。

【解説】

- 事前協議には本手引き「4-2 浜松市建築工事事前協議チェックシート（工事用）」を利用する。

  （1） 基本情報
  （2） 適用要領・基準類
  （3） 確認事項
  （4） 対象項目
  （5） 検査方法

- 紙書類で決裁を必要とした書類は、原則として電子化しないものとする。

- 情報共有システム活用工事におけるシステムの選定は受注者によるが、「監督員毎に異なるメールアドレスを要求するシステム」は、浜松市が対応していないため使用不可とする。

3-4 データファイル CD 作成手順

データファイル CD 作成手順を次に示す。

◆ 情報共有システム活用工事の場合

1. 工事管理ファイル及び各種フォルダ（写真（PHOTO）フォルダを除く）を「【国土交通省】営繕工事電子納品要領」に適合する形式で情報共有システムから出力する。

   ※作業方法はベンダーによって異なるため、各ベンダーが示すマニュアルに基づいて進めること。
   ※情報共有システム活用工事の場合、「【国土交通省】電子成果品作成支援・検査システム」を使用する必要はありません。

名前	更新日時	種類	サイズ
INSPECT	2022/07/22 15:42	ファイル フォルダー	
MAINT	2022/07/22 15:42	ファイル フォルダー	
MATERIAL	2022/07/22 15:42	ファイル フォルダー	
MEET	2022/07/22 15:42	ファイル フォルダー	
OTHRS	2022/07/22 15:42	ファイル フォルダー	
PLAN	2022/07/22 15:43	ファイル フォルダー	
PROCESS	2022/07/22 15:43	ファイル フォルダー	
SALVAGE	2022/07/22 15:43	ファイル フォルダー	
SCHEDULE	2022/07/22 15:43	ファイル フォルダー	
IDXC_B04.DTD	2021/12/10 15:13	DTD ファイル	6 KB
INDEX_C.XML	2022/06/04 16:02	XML ドキュメント	4 KB

2. 写真（PHOTO）フォルダを「浜松市建築工事電子納品写真作成要領」に適合する形式で作成（写真管理ソフトから出力又は手動で作成）し、1 で作成した各種フォルダと同じ階層に挿入する。

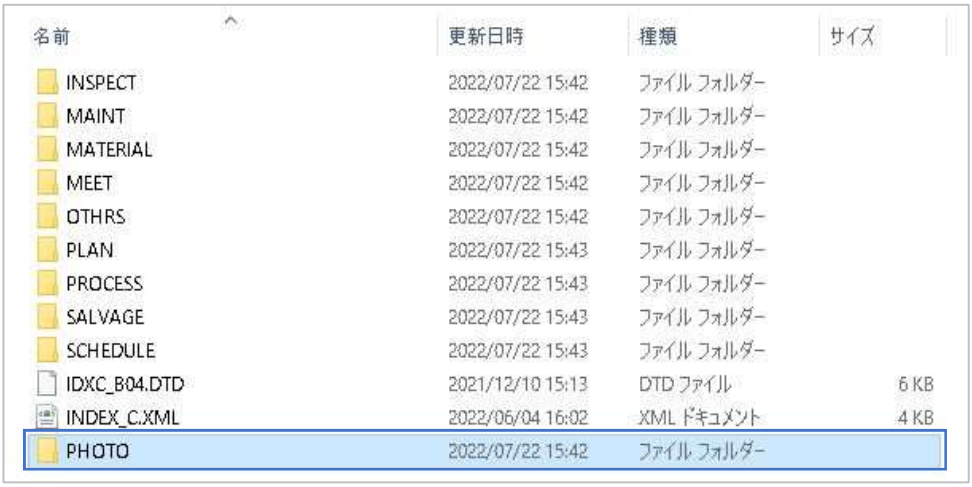

名前	更新日時	種類	サイズ
INSPECT	2022/07/22 15:42	ファイル フォルダー	
MAINT	2022/07/22 15:42	ファイル フォルダー	
MATERIAL	2022/07/22 15:42	ファイル フォルダー	
MEET	2022/07/22 15:42	ファイル フォルダー	
OTHRS	2022/07/22 15:42	ファイル フォルダー	
PLAN	2022/07/22 15:43	ファイル フォルダー	
PROCESS	2022/07/22 15:43	ファイル フォルダー	
SALVAGE	2022/07/22 15:43	ファイル フォルダー	
SCHEDULE	2022/07/22 15:43	ファイル フォルダー	
IDXC_B04.DTD	2021/12/10 15:13	DTD ファイル	6 KB
INDEX_C.XML	2022/06/04 16:02	XML ドキュメント	4 KB
PHOTO	2022/07/22 15:42	ファイル フォルダー	

3. 作成したデータを CD の直下に書き込む。

   ※工事名フォルダ等を作成せず、CD の直下に書き込んでください。

◆ 情報共有システムを活用しない工事の場合

1. 「【国土交通省】電子成果品作成支援・検査システム」を用いて、工事管理ファイルを作成する。

2. ②写真（PHOTO）フォルダを浜松市建築工事電子納品写真作成要領に適合する形式で作成（写真管理ソフトから出力又は手動で作成）し、1 で作成した各種フォルダと同じ階層に挿入する。

3. 作成したデータを CD の直下に書き込む。

※工事名フォルダ等を作成せず、CD の直下に書き込んでください。

◆ 業務委託の場合

1. 「【国土交通省】電子成果品作成支援・検査システム」を用いて、業務委託管理ファイル及び各種フォルダを作成する。

2. ②写真（PHOTO）フォルダを 1 で作成した各種フォルダと同じ階層に挿入する。
※該当する場合

3. 作成したデータを CD の直下に書き込む。

※業務委託名フォルダ等を作成せず、CD の直下に書き込んでください。

・ 「【国土交通省】電子成果品作成支援・検査システム」は、国土交通省の web サイトからダウンロードすることができる(「4-1 参考情報の入手先」を参照)。

・ 写真の画素数について

写真の有効画素数は 100～300 万画素程度とする(※)。なお、撮影後に縮小を含む写真の加工は行ってはならない。

※スマートフォン及びデジタルカメラの通常撮影では、所定の画素数を大幅に超えてしまうため、「適切なカメラアプリの使用」や「カメラ設定の変更」等により、所定の画素数となるよう調整して撮影すること。

3-5 提出部数

受注者が提出する資料、部数は以下のとおりとする。
(1) 工事の電子納品
電子媒体は CD-R とし、提出部数は 1 部とする。

(2) 委託業務の電子納品
電子媒体は CD-R とし、提出部数は 1 部とする。

【解説】

- 不意な書き換え、誤消去の対策として、CD-R の使用による納品を原則とするが、CD-R1枚に収まらないデータ量の場合は DVD-R の使用も可とする。
  なお、二層式DVD±RやBD－Rなどは、使用不可とする。
- DVD-R でも 1 枚に収まりきらない場合は、以下による。
  (1) 写真データが 1 枚の電子媒体に納まらない場合、2 枚目以降は写真フォルダのみの書き込みで良い。(2 枚目以降、工事管理ファイルは不要)
  (2) 書類データ(写真データ以外のデータ)が 1 枚の電子媒体に収まらない場合については、「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】 6.8.6 電子媒体が複数枚になる場合の処置」を参考に、データ CD を作成すること。

【注意事項】

- CD-R の論理フォーマットは、Joliet 形式を原則とし、DVD-Rの論理フォーマットは UDF Bridge を原則とする。
- 電子媒体に書き込む際は、他の利用者が読み込むことが出来、かつ書き換え不可な形式で書き込むこと。

3-6 電子媒体の表記規則

電子媒体には、「契約番号」、「工事（業務）名称」、「作成年月」、「発注者名」、「受注者名」、「何枚目／全体枚数」、「ウイルスチェックに関する情報」、「フォーマット形式」、を明記する。
電子媒体をケースに入れて納品する場合、ケースの背表紙には「工事名称」「作成年月」を横書きで明記する。

【解説】

- 電子媒体には、必要項目を表面に直接印刷、または油性フェルトペンで表記し、媒体に損傷を与えないよう注意すること。
- シール貼り付けは温湿度の変化で伸縮し、電子媒体に損傷を与えることがあるため、使用しないこと。
- 「ウイルスチェックに関する情報」は、使用した「ウイルス対策ソフト名」及び「ウイルス定義年月日」もしくは「パターンファイル名」、「チェック年月日」を明記する。
- 電子媒体の納品方法は、電子データが保護され、保管や運搬に適した方法とすること。

【例】

【工事の場合】

【業務委託の場合】

図 3-1　　電子媒体への表記例

3-7 電子媒体の内容確認

受注者から電子媒体の提出があった際は、発注者の監督員は以下の手順により確認を行う。

(1)ウイルスチェック

電子媒体に記載された「ウイルスチェックに関する情報」について確認を行う。

パソコンに電子媒体を挿入し、ウイルスチェックを実施する。

(2)電子納品データ構成のチェック

「電子成果品作成支援・検査システム」により、電子納品データが基準どおりに登録されているかエラーチェックを行う。

(3)電子納品データのチェック

電子納品データとして登録されているデータ内容が正しいかどうか確認を行う。

・「電子成果品作成支援・検査システム」により、工事名、契約番号等が正しいかどうか確認する。特に契約番号は重複登録の可能性があるため特に注意すること。

・「SXF ブラウザ」により、CAD データが正しく読み込めるかどうか確認する。

【注意事項】

「電子成果品作成支援・検査システム」は、国土交通省の web サイトからダウンロードすることができる(「4-1 参考情報の入手先」を参照)。

【解説】

(1) ウイルスチェック

提出された電子媒体が最新のウイルス対策でチェックされているか受注者に確認し、職員パソコンでもウイルスチェックを行い、安全が確認されたのちにファイルを開く等の対策を講じること。

(2)電子納品データ構成のチェック

電子成果品の確認は、各電子納品に関する各種要領・基準等に従って正しく管理項目等が作成されているか、電子納品の対象書類が漏れなく格納されているかを確認する必要がある。また、「電子成果品作成支援・検査システム」によるチェックを行い、すべてのフォルダ構成ごとにエラーが出ていないことを確認する。

(3)電子納品データのチェック

「電子成果品作成支援・検査システム」によるチェックは、電子媒体に記録されたファイルやフォルダが作成要領どおりに作られているかどうかを確認するものであり、工事名等内容などが正しく記載されているかどうかを確認するには、契約図書と照合する必要がある。

3-8 電子成果品の検査方法

3-8-1 電子データを用いて検査を行う範囲

電子データにより納品されたものは、原則として電子データを用いて検査を行うものとする。

【解説】

CALS/EC の目的を考慮し、電子納品される成果品の書類検査は、電子データを用いて検査を行うことを原則とする。

3-8-2 検査機器の準備

検査に必要な検査機器の準備は、原則として受注者が行うものとする。

【解説】

- 監督員は、検査前に機器の準備について調整すること。
- 受注者が検査機器を準備できない場合は、検査監の機器により検査を行うことができる。その際、受注者は事前に監督員にその旨を伝え、監督員は検査監に検査機器の準備を依頼すること。

3-9 電子成果品の保管管理

電子納品された成果品については、「保管管理システム-電子納品データ検索システム-」（以下「保管管理システム」という）によって保管・管理を行う。なお、保管管理にあたっては、以下の事項を原則とする。

(1)「保管管理システム」への納品データ保管は、監督員が行う。

(2)電子媒体は契約図書とともに保管する。

4 付属資料

4-1 参考情報の入手先 URL

《浜松市役所ホームページ》

浜松市の公共建築工事の技術監理

URL：https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/gijutsukanri/gijutsukanri/kenchiku/index.html

- 浜松市建築工事電子納品運用の手引き
- 浜松市建築工事電子納品完成図作成要領
- 浜松市建築工事電子納品写真作成要領

《国土交通省ホームページ》

官庁営繕の技術基準

URL：https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

【4-5 電子納品関連】

- 営繕工事電子納品要領
- 建築設計業務等電子納品要領
- 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】
- 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】

電子成果品作成支援・検査システム Ver4.1

URL：https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_cals_denshiseikahin.html

4-2 事前協議チェックシート(工事用)

R7年3月版

浜松市建築工事事前協議チェックシート(工事用)

本チェックシートは今回工事における電子納品の方法を発注者と受注者で合意するために用いるものとする
一度合意した内容に変更等が起きないよう、十分に留意すること

(1)基本情報

実施日：令和　　年　　月　　日

契約番号	2024000000	工 事 名	令和○年度　○○小学校○○○○○○改修工事
情報共有システム	□利用する □利用しない	情報共有システムを利用する場合 ※	ベンダー名：
			製品名：

(2)適用要領・基準類

浜松市建築工事電子納品運用の手引き 適用年版の確認	□令和6年版	営繕工事電子納品要領（国土交通省） 適用年版の確認	□令和3年版
浜松市建築工事電子納品完成図作成要領 適用年版の確認	□令和6年版	官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】（国土交通省） 適用年版の確認	□令和4年版
浜松市建築工事電子納品写真作成要領 適用年版の確認	□令和6年版	営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック 適用年版の確認	□令和5年版

(3)確認事項

写真管理ソフトが営繕の要領・基準に適応していること（土木でないこと）	□確認	□対象外
情報共有システムが営繕の要領・基準に適応していること（土木でないこと）	□確認	□対象外
使用するCADソフトがSXF（SFC）に対応していること	□確認	□対象外
使用するデジタルカメラが100万～300万画素(1280×960ピクセル）程度であること	□確認	□対象外

(4)対象項目

項　目	格納フォルダ	提出方法 電子	提出方法 紙	内　容
工事管理ファイル	CD直下	□		INDEX_C.XML,IDXC_B04.DTD
写真	PHOTO	□		工事写真(jpeg)　説明文(txt)　説明図(bmp) 画素数は100～300万画素程度 （例：1280×960ﾋﾟｸｾﾙ=約123万画素）
完成図	DRAWINGF	□※1 □※2	□	SXF（SFC）形式、オリジナル作成データ添付 ※1 電子納品成果品CDに含める ※2 電子納品成果品CDに含めない（担当課が所有するサーバへデータを格納して管理する場合等）
保全に関する資料	MAINT	□	□	主要な材料・機器一覧表、取扱説明書等
施工計画書	PLAN	□	□	総合施工計画書、工種別施工計画書等
工程表	SCHEDULE	□	□	工事工程月報等
打合せ記録簿	MEET	□	□	打合せ記録簿、協議・指示書等
機材関係資料	MATERIAL	□	□	納入仕様書、資機材試験成績書等
施工関係資料	PROCESS	□	□	現場試験記録、施工図等
検査関係資料	INSPECT	□	□	各種検査記録等
発生材関係資料	SALVAGE	□	□	発生土・副産物処分記録等
その他資料	OTHRS	□	□	施工体制台帳等
i-Construction	ICON	□		i-Constructionに関する電子成果品

※各種データの格納先（格納フォルダ）は「完成図書チェックリスト（各種工事）」による

(5)検査方法

機器・ソフトウェアの準備	□受注者(原則)　□発注者	検査監の検査機器を使用する場合、監督員は検査前までに検査監に検査機器の準備を依頼すること。

浜松市建築工事電子納品運用の手引き改定経緯

平成 25 年 6 月	手引き(案)として制定
平成 26 年 5 月	一部項目の修正
平成 27 年 6 月	一部項目の修正
平成 28 年 4 月	一部項目の修正
平成 29 年 4 月	一部項目の修正
平成 30 年 6 月	電子納品の全面実施に併せ内容を修正
令和 6 年 9 月	情報共有システムへの対応等に伴う内容の見直し
令和 7 年 3 月	情報共有システムのベンダーに関する内容を修正

浜松市建築工事電子納品運用の手引き

令和７年３月版

発行　　浜松市財務部技術監理課
TEL　053-457-2426
FAX　050-3737-1052
E-mail　gijutsukanri@city.hamamatsu.shizuoka.jp